

(書式 3 - 1 - 3)

天災等により土地の使用継続が不可能となった場合の解除合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で締結された平成〇〇年〇〇月〇〇日付土地賃貸借契約（以下、「本件契約」という）について、甲、乙は、以下のとおり合意する。

第 1 条 甲乙は、本件契約における土地の使用が、〇〇〇〇大震災のために継続できなくなったことを確認し、本件契約を合意解除する。

第 2 条 乙は、甲に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、本件土地上の倒壊した建物を収去し、本件土地を明け渡す。

第 3 条 甲は、乙に対して、〇〇〇〇大震災発生の日から前条の明渡し日までの賃料を免除する。

第 4 条 乙が前条の明渡しを遅延したときは、賃料相当損害金として、1 日あたり金〇〇〇円を支払う。

第 5 条 乙は、直ちに建物の滅失登記をしなければならない。

第 6 条 乙は甲に、本件契約解除に伴う立退き料等の一切の請求をなさない。

第 7 条 甲乙は、本件契約解除に関し、本合意書に定める以外、相互に何らの債権債務もないことを確認する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

(第2乃至第5条)

倒壊後明渡し期日までの賃料は免除し、明渡しが遅れた場合には賃料相当損害金を発生させる場合をモデルとした。

(第6条)

賃借人側からは、名目如何にかかわらず何らの請求もしないことを入れておく。尚、本件契約で敷金等が入っている場合は、当然、合意書でその処理を規定しておくこと。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。

